

# 佐賀県保険者協議会の取組

令和5年2月17日  
佐賀県保険者協議会  
副会長 井原 敏裕  
(公立学校共済組合佐賀支部)

## 佐賀県保険者協議会の状況

佐賀県保険者協議会は、県内人口の約80%の被保険者が加入する30の医療保険者と、医療職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)及び佐賀県と国保連合会で組織している。

平成17年の設立以降、被保険者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有やそれに基づく取組の推進を図っている。

### 佐賀県保険者協議会設置運営規程抜粋

#### (目的)

第1条 佐賀県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、佐賀県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、佐賀県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての佐賀県への協力、佐賀県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

#### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての佐賀県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

保険者名	被保険者数 (R4.3末時点)人	佐賀県全体に占める割合(参考)
国保(20市町・3組合)	174,726	21.8%
健康保険組合	15,411	1.9%
全国健康保険協会	290,792	36.2%
地方職員共済	8,208	1.0%
公立学校共済	16,442	2.0%
警察共済	4,934	0.6%
市町村職員共済	18,523	2.3%
後期高齢者医療広域連合	125,310	15.6%
佐賀県の人口 (R4.3時点803,244人)	654,346	81.4%

# 佐賀県保険者協議会の構成(令和5年2月現在)

会長 : 原 節治 (国保連合会)

構成団体 : 35団体

委員会委員 : 16名

構成: 健保連(1名)、協会けんぽ(3名)、市町国保(4名)、国保組合(1名)、共済組合(1名)、後期高齢者医療(1名)、職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会から各1名)、佐賀県(1名)、国保連合会(1名)

## ◆協議会の開催(年3回開催)

## ◆協議内容

- ・協議会の運営に関すること
- ・専門部会での検討内容の決定
- ・関係団体の計画(医療費適正化計画等)進捗確認

など

●佐賀県保険者協議会専門部会を設置  
企画調査部会及び保健活動部会は、次に掲げる事項について検討協議を行っている。

### (1) 企画調査部会

- ①医療費データ等に関する情報の収集
- ②各保険者間における医療費データ等の共同分析
- ③その他目的達成に必要な事項

### (2) 保健活動部会

- ①保健事業に関する情報収集
- ②各保険者間における保健事業の企画及び共同実施
- ③その他目的達成に必要な事項

# 佐賀県保険者協議会の取組(データヘルス計画)

各保険者が策定しているデータヘルス計画の進捗状況を共有し、各保険者の課題や取組みを自保険者の活動の参考としている。(参考: 令和4年度調査結果被用者保険抜粋 市町国保や国保組合、広域連合でも健診受診促進や重症化予防に取り組まれている。)

	佐賀銀行健康保険組合	全国健康保険協会 佐賀支部	地方職員共済組合 佐賀支部	公立学校共済組合 佐賀支部	佐賀県市町村 共済組合	警察共済組合 佐賀支部
① 推進 状況	令和3年度の評価を実施	令和3年度の評価を実施。	令和3年度の評価の実施	令和3年度の進捗確認を行った。	令和3年度の進捗確認を行った。	令和3年度の評価を行い、令和4年度計画を見直した。
② 現状の 課題	①被扶養者の特定健診受診率向上 ②特定保健指導利用者の増加と実施率の向上	①被扶養者の特定健診受診率向上 ②特定保健指導実施率の向上 ③未治療者の医療機関受診率向上	・特定保健指導の対象者減少 ・特定健診の受診率の向上 ・健康づくりセミナーの充実	・特定健診・特定保健指導の実施率の向上(特に被扶養者) ・特定保健指導対象者からの脱却率の向上 ・メタボリックシンドローム該当者率の改善 ・生活習慣病等の情報提供・啓発及び重症化の予防	①特定健診受診率の向上(特に被扶養者) ②被扶養者への特定健診受診勧奨 ③被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④特定保健指導実施率の向上 ⑤ジエネリック利用率向上	①糖尿病重症化予防 ②被扶養者の特定保健指導受診率の向上
③ 具体的な 取組等の 進捗の 管理	①特定健診:未受診者に対し受診勧奨を実施。(R4.11月実施) ②特定保健指導:前年より実施率が低下したためR4よりモデル事業を実施。 ③ワーキング事業を実施するにあたり、特定健診等の受診を参加要件に盛り込み受診率向上を図った。 ④喫煙者向けの卒健プログラムの実施。 ⑤がん健診費用補助の条件にR2より特定健診受診を必須項目に盛り込んだ。	・上位目標:人工透析の新規導入者割合の減少(対平成28年度比) ・中位目標:代謝リスク保有者割合の減少(対平成27年度比) ・下位目標に対する取組状況 ①健診受診率向上: (被扶養者)健診実施機関へのインセンティブ、健診実施機関による受診勧奨、健診実施機関の拡大、新規加入者受診勧奨(被扶養者)支部主催の集団健診実施、無料や受診できる健診機関の案内強化、オプション検査の充実、自治体がん検診との併行実施。 ②特定保健指導実施率向上: (被扶養者)委託機関による初回面談実施率向上のための働きかけ、遠隔面談が実施可能な特定保健指導専門機関への外部委託。 (被扶養者)支部主催集団健診の際の当日初回面談(分割)の実施。 ③重症化予防: (未治療者)文書・電話による個人への受診勧奨および事業主実働協力依頼実施。(糖尿病重症化予防)県内のプログラムに沿った対象者抽出→参加勧奨および参加者への支援実施。 ④事業所コラボヘルス: ①-③が事業所全体での取り組みとして実施されるよう、専門職による訪問を行い、健康宣言事業所の員の向上を図る。	・事業者と協力し、39歳以下のメタボ対象者及び予備軍に対し保健指導や保険料子の配布を行っている。 ・被扶養者にはがきの送付による特定健診の受診勧奨を実施している。 ・被扶養者に対し特定健診受診券とともにイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨用リーフレットを同封している。 ・組合員を通じ、被扶養者の特定健診無料券、保健指導利用券配布後の利用効果を実施。 ・ワーキング事業と健康づくりセミナーを開催し、生活習慣(運動、食事、睡眠、メンタル等)を改善するきっかけづくりのための事業を引き続き行う。	・特定健診受診率向上のため、引き続き未受診者には受診勧奨はがきを配付した。また健診結果に基づき、個別に(40歳以上)情報提供用紙を配付している。これらに基き、さらなる認知向上のため、HPや広報誌等様々なツールを活用している。 ・組合員の特定保健指導について、所属訪問型及びICTを活用した遠隔面談型の特定保健指導も選択できるようにしている。また、委託業者を2社に増やしたことで実施機関も選択できるようにした。 ・喫煙者を対象とした「禁煙チャレンジプログラム」や運動の習慣化を目指す「ワーキンググループ」、生活習慣病などをテーマにした「健康増進セミナー」を開催した。	①市町所属所13か所を訪問して特定健診・特定保健指導の実施率向上のため、対象者への働きかけを依頼した。また、事業所訪問型の特定保健指導を行っていない所属所に対して、導入を依頼した。 ②被扶養者に特定健診の案内と受診券を5月に自宅に送付した。その後、7月に受診勧奨のハガキを送付し、1月に再度受診勧奨ハガキを送付する予定。 ③組合員・契約した事業者が所属所を訪問して特定保健指導を行っている。契約した事業者が自宅を訪問して行う特定保健指導を実施。 被扶養者→平成30年度から契約した事業者が自宅を訪問して行う特定保健指導を導入している。 組合員及び被扶養者に入社ドック当日の特定保健指導を実施している。 ④組合員証にジエネリックを希望しますと印字している。	①令和4年度の健康診断結果から、生活習慣の改善が必要な職員を対象に、糖尿病の正しい知識の習得及び糖尿病発症や重症化予防を目的に「糖尿病予防セミナー」を実施した。管理栄養士による講話や「肝臓に優しい弁当」の実食会を取り入れ、出席した組合員からは、自身の健康管理や糖尿病の進行予防に対する意識の向上が認められた。 健康診断結果で、血糖コントロール不良の組合員に対し、個別の健康指導を実施し、治療状況の確認、専門医への受診勧奨を実施している。 ②保健指導利用券とともにイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨用リーフレットを同封している。さらに組合員・被扶養者の受診予定日等を所属の幹部に管理させ受診状況について把握させ、更なる受診率の向上を目指し、組合員・被扶養者の健康増進等を図っている。



# 佐賀県保険者協議会の取組(健診受診促進)

データヘルス計画の課題解決(特定健診受診率向上)に向けて、健診受診促進を目的に、チラシやポスターを作成し、医療保険者及び医療機関へ配布し、被保険者等に対し関係者と連携した健診受診の啓発を行っている。

**ムツゴロウ**  
無関心な人も  
通院中の人も  
コロナで控えている人も  
受けよう健診!  
がん検診!!

佐賀県の医療費水準は  
全国第2位!

佐賀県 40万880円  
全国平均 35万1,832円

Q 健診・がん検診のメリットは?  
A 自分では気づかない生活習慣病・がんの発症をいち早く発見できます。早期の治療で医療費の節約も!

Q 通院中だから関係ないでしょ?  
A 通院中の人も対象です。主治医と相談のうえ、積極的に受けましょう!

Q コロナ禍だから受けなくてもいい?  
A 感染を恐れて受診を控えると、病気の発見が遅れてしまうかもしれません。必ず定期的な受診を!

佐賀県保険者協議会

### 「特定健診・健康診査」の問合せ先

※詳細については、加入している医療保険者にお問い合わせください。

医療保険者		佐賀県内20市町の国民健康保険	
保険者名	電話番号	保険者名	電話番号
全国健康保険協会佐賀支部(協会けんぽ)	0952-27-0615	佐賀市役所	0952-40-7270
健康保険組合連合会佐賀連合会	0952-25-4629	唐津市役所	0955-53-7182
地方職員共済組合佐賀県支部	0952-25-7383	鳥栖市役所	0942-85-3582
公立学校共済組合佐賀支部	0952-25-7225	多久市役所	0952-75-3355
警察共済組合佐賀県支部	0952-26-5242	伊万里市役所	0955-22-3916
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0332	武雄市役所	0954-23-9135
佐賀市後期高齢者医療広域連合	0952-64-8476	鹿島市役所	0954-63-3373
佐賀県医師会国民健康保険組合	0952-37-1414	小城市役所	0952-37-6101
佐賀県歯科医師会国民健康保険組合	0952-28-7551	朝野市役所	0954-66-9120
佐賀県建設業国民健康保険組合	0952-30-8121	神埼市役所	0952-37-0115
		西野ヶ里町役所	0952-37-0345
		基山町役所	0942-92-2045
		上峰町役所	0952-52-7413
		みやき町役所	0942-89-3915
		玄海町役所	0955-52-2159
		有田町役所	0955-43-5065
		大町町役所	0952-82-3114
		江北町役所	0952-86-5614
		白石町役所	0952-84-7116
		大島町役所	0954-67-0753

**保険者協議会とは**  
県内の医療保険の保険者等が連携協力し、被保険者等の健康保持増進及び保険者の円滑な事業運営に資することを目的として設置された組織です。

**佐賀県保険者協議会**

# 佐賀県保険者協議会の取組(健診受診促進)

データヘルス計画の課題に挙げられている被用者保険の被扶養者の特定健診受診率向上に向けて、「被用者保険の被扶養者の特定健診受診機会の確保」のため、市町が実施する集団健診を受診可能とする取組について、市町に対して協力依頼及び集団健診に係る情報提供依頼を実施している。

令和5年度 佐賀県市町の集団健診日程表(予定)

※都合が変わる場合がありますので、最新情報等詳しい内容は、市町の広報紙やホームページでご確認ください。予約・連絡先までお問い合わせください。

健診会場	日程	予約・連絡先等
<b>佐賀市(がん検診受診できます)</b>		
佐賀市健康づくり財団 佐賀市民健診・検査センター	7/1~6まで(毎日)9時~17時(休業日:7/11・7/18) 1階・1階 ※要予約	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く ☎ 0952-27-2314 【予約先】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
鶴見支所	4/12(水)2:30~3:30 11/17(木)1:30~2:30	
唐津保健センター	4/12(水)2:30~3:30 9/27(水)2:30~3:30	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
知世保健センター	4/22(水)2:55~3:20 9/23(水)2:55~3:20	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
三瀬保健センター	5/22(水)2:30~3:30	
大和支所	6/21(水)2:55~3:20 10/24(水)2:55~3:20(12/1・27日)	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
ス保田保健センター	7/22(水)2:55~3:20(12/1・27日)	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
フレスタ高土	8/23(水)2:45~3:10(10/1日)	
肥前コミュニティセンター	8/25(水)	
<b>唐津市(がん検診受診できます)</b>		
唐津市保健センター(子ども) (旧日赤病院2階子)	6/5(水)14:15~15:15(28日・29日) 6/5(水)21:15~22:15(28日) 7/23(水)14:15~15:15 9/25(水)21:15~22:15 10/27(水)14:15~15:15 11/27(水)21:15~22:15 12/27(水)14:15~15:15 1/26(水)21:15~22:15	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
七井公民館	9/18(水)19:15~21:15(22日)	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
熊本町保健センター	6/24(水)5:15~6:15(7日)	
新和町保健センター	6/25(水)16:15~18:15(9日)	
須王町保健センター	6/22(水)12:15~13:15(14日) 9/23(水) 9/27(水)	【要予約】 【予約期間】9時30分~17時00分(11~18日)休業日除く
彦成町保健センター	6/23(水)2:55~3:20(6日) 9/25(水)	
北津子町保健センター	7/27(水)9:15~10:15(11日)12日	
神子公民館	8/24(水)20:15~21:15(29日) 7/29(水)20:15	
文化健康館	9/22(水)2:30	

## 特定健診実施医療機関リスト

令和4年度 保存用  
佐賀県地区医師会別  
令和4年5月17日時点

### 特定健診の受診促進に御協力ください

特定健診は、医療保険者に実施が義務付けられています。佐賀県では、新型コロナウイルス感染拡大による受診控え等により受診率にも影響が出ています。また、保険者において受診率向上の取組を行っているところですが、国の示す目標には届かない状況です。保険者協議会では、まずは40歳から74歳までの方に特定健診(後期高齢者医療の被保険者は健診)を受診していただき、被保険者本人が自らのからだの状態を理解した上で、自発的に健康寿命の延ばしに取り組んでいただきたいと考えています。

新型コロナウイルスの影響で外出を自粛され、健診を控えている患者様がいられる可能性がありますので、受診勧奨をよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染の予防策を講じて、集団健診も実施されています。

### 特定健診実施機関

※後期高齢者の健診も受診できます。

佐賀県保険者協議会



# 佐賀県保険者協議会の取組

## 佐賀県糖尿病・人工透析予防対策研究事業

目的：糖尿病による人工透析導入患者を減少させる

- 佐賀県医師会の提案と協力の下、事業を開始
- 特定健診検査項目に**糖尿病および腎障害**の程度を判断できる検査項目を追加

- 問診 ○ 診察（理学的所見）○ 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 身体計測（身長、体重、BMI）○ 血圧測定
- 血液検査（脂質検査、肝機能検査、空腹時血糖）
- 医師の判断で選択的に実施する項目…心電図、貧血検査、眼底検査



- \*平成20年度から 「HbA1c」「血清クレアチニン」「血清尿酸」
- \*平成21年度から 「尿潜血」

- ハイリスクの対象者を抽出し、対象者が明確になった。
- 重症化予防の保健指導ができるようになった。
- 各保険者の健康状態を統計的に分析できるようになった。

# 佐賀県保険者協議会の取組

## 『佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム』の策定の取組

○データヘルス計画の情報共有や生活習慣病に係る医療費の状況を踏まえると、全ての構成団体が重症化予防における医療との連携を課題としていた。

○このような状況から、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県、佐賀県保険者協議会の4者連名で標記プログラムを策定（平成29年1月）

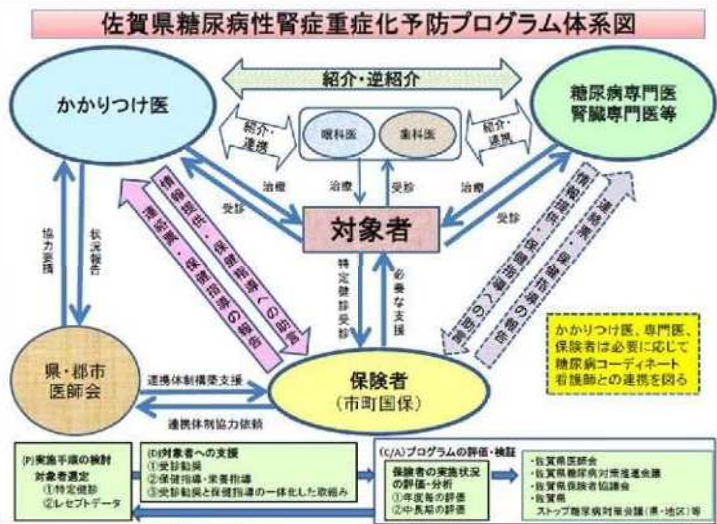
平成29年1月4日策定  
平成30年2月9日改定  
令和3年3月24日改定

佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム

佐賀県医師会  
佐賀県糖尿病対策推進会議  
佐賀県保険者協議会  
佐賀県

1 目的  
本プログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関受診者・治療中断者を含む受診者及び保健指導を行うことにより重症化を予防するとともに、重症化を予防する患者のうち、腎症が重症化するリスクの高い者に対して保健指導と連携した保健指導等を行い、人工透析への移行を防止することによって、県民の健康増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。  
なお、本プログラムは、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県保険者協議会及び佐賀県の同意で策定し、保険者における対象者の選定が容易となるよう基本的な考え方を示すものである。

2 取組に当たっての関係者の役割  
(1) 保険者の役割  
ア 保険者は、保健師・管理栄養士等の専門職や事務職の人材の確保、専門的知識や人材を有する外部委託事業者なども効果的に活用し、事業期間者が共通認識を持って取り組む体制を整え、円滑かつ継続的な事業実施に努める。  
イ 保険者は、健診データやレセプトデータ等を用いて、被保険者の病状経過や健康状態等を分析し、地域の実情に応じた対策を立案する。  
ウ 本プログラムにおいて保健指導等を行う対象者への支援内容の検討及び取組の実施に当たっては、地域の医療機関等と連携し、様々な観点から総合的に検討することが重要であり、必要な場合は、都府県協会に連携体制構築のための協力を依頼するとともに、関係機関との情報共有に努める。  
エ 実施した取組については、その結果の評価・分析を行い、PDCAサイクルに基づき次の事業実施につなげる。  
オ 効果的な保健指導等が維持できるよう知識や技術の向上を図り、人材育成及び確保に努める。  
カ 長期受診者については、産前産後医療制度と市町医師会の健康事業を一体的に実施されるように、佐賀県産前産後医療連合は市町と調整を行うとともに、実施するための情報提供などを実施する。



○保険者協議会は、平成27年度に法定化され、被保険者の健康・予防づくりに加えて、医療法や高確法において医療計画、医療費適正化計画の策定・変更に関して都道府県から協議を求められる等、社会的な役割も増してきている。

○平成30年度の国保の県単位化に伴い、佐賀県では保険者協議会の事務局を佐賀県と国保連合会と共同で担うことで、地域・職域との連携や、服薬対策（後発医薬品の使用に関すること）など県庁内の各課と連携する取組を広げている。

○さらに、日本健康会議において求められている役割、取組状況の見える化等、実効性のある組織としての活動が求められており、この会議への参加もその活動の一つとしている。

これからも、県民の健康の保持・増進のため、関係者と協力して取組を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。